### 「光材料・応用技術研究会」内規

### 1. 研究会名

「光材料・応用技術研究会」 代表幹事 山本 和久

#### 2. 対象とする技術分野および目的

本研究会は、各種先端光材料の調査、製造、評価およびその応用技術・デバイス・システムの現状および展望を話し合い、産学官会員相互の情報交換を図り、光産業の育成と振興を図ることを目的とする。

#### 3. 会員資格

会員は本会の目的に賛同される企業、大学、旧国公立研究所等に所属される方々とする。

#### 4. 幹事会の設置

研究会の活動計画の立案、実施および進行等の運営に係わる意志決定を行うために幹事会を設置する。幹事の選定および変更については代表幹事が行う。 また、幹事から会計担当を一名選任する。幹事会会合は、 代表幹事の依頼により事務局が招集する。

#### 5. 事業計画の概要

- (1) 期間 2022 年度から 3 ヶ年 (各年度は 4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 31 日とする)
- (2) 各種情報の提供と交流の促進

原則として会員を対象とする年4回の研究会を実施し、各種情報の提供と会員相互および他機関との交流を図る。研究会の開催については、4週間前および1週間前に電子メールにて通知する。

(3) ワーキンググループの設置 会員や幹事会が必要と認めた場合には、ワーキンググループ (WG) を設置することとする。

### 6. 会費および会計

- (1) 年会費(消費税含む)は1名¥50,000とする。ただし、大学・旧国公立研究所所属の方は¥10,000とする。 なお、年度途中からの入会者(大学・旧国公立研究所属の方を除く)には年会費を減額することとし、金額については幹事会で決定する。
- (2) 年会費は一般財団法人光産業技術振興協会指定の銀行口座に振り込むものとする。
- (3) 各種会合への参加は記名会員1名に限る。また、代理出席を認める。
- (4) 会員以外の各種会合への参加については特別聴講費(消費税含む)として、会員と同じ企業所属の場合に限り¥3,000/回とし、それ以外の場合は¥15,000/回とする。

(ただし大学・旧国公立研究所の方および学生は実費¥3,000/回とする)

(5) 研究会の会計および会費の徴収については会計担当幹事の指示により事務局が行う。

# 7. 入退会手続き

会員は、毎年4月に光協会専務理事および代表幹事の連名において募集される。退会については自由である が徴収が終わった会費については返却されないものとする。

#### 8. 謝金、企画料および旅費について

謝金: 講師

10,000円/30分(消費税を含む)

(ただし、海外講師など、特別な事情の場合については幹事会承認を条件に例外を認める)

企画料: 担当幹事(研究会出席の場合) 9,000円(消費税を含む)

 交通費: 講師(企業所属者は除く)
 実費支給

 幹事(幹事会出席の場合、企業所属者は除く)
 実費支給

### 9. 顧問

- (1) 幹事会の承認により顧問をおくことができる。
- (2) 顧問は会員同等の権利を有するが、研究会の行う各種行事の場において指導的な立場で討論に参加し、 会員に対し有益な情報提供を行う。
- (3) 幹事会の承認により、顧問の会費は免除できる。
- (4) 顧問の代理人出席は認めない。

# 10. 不測の場合の対応について

- (1) 災害、感染症、その他のやむを得ない事情により研究会を取り止めた場合でも、原則として、徴収が終わった会費の全額、又は一部の返却は行わないものとする。また、未徴収の年会費も減額はしない。
- (2) その他、不測の事態が生じた場合の対応については、幹事会で決定する。

以上

# **改定履歴** (2019年3月15日改定以降)

2010   071 10 H 30/CO   1-7		
No.	改定日	改定内容
1	2019.03.15	・「5(1)研究会設置期間」を更新
2	2020.03.06	・「10 不測の場合の対応について」を追加
3	2021.03.12	・「1 研究会名」の「代表幹事」を変更
		・「8 講師謝金」の例外条項を変更
		・「改定履歴」を追加
4	2022.03.14	・「5(1)研究会設置期間」を更新
5	2024.03.15	・「8 講師謝金、企画料」に「消費税を含む」を追記